令和元年度(9月) 第6回浜北区協議会次第

日時:令和元年9月26日(木)午後1時30分から

会場: 浜北区役所 大会議室 (なゆた・浜北3階)

- 1 開 会
- 2 議事
 - (1) 諮問事項
 - ア 浜松市教育文化会館の廃止について【資料1】
 - イ 令和2年度浜北区役所費予算要求の概要について【資料2】※当日配布
 - (2) 協議事項
 - ウ 浜松市文化振興ビジョン(案)のパブリック・コメント実施について【資料3】
 - エ 広報はままつの再編について【資料 4】
 - オ 浜北区協議会推薦会委員の選任について【資料5】
 - カ 令和元年度浜北区地域力向上事業(助成事業)の提案について【資料6】
- (3) 報告事項

協働センターを核とした地域課題解決事業について【資料7】

- 3 その他
 - (1) その他
 - (2) 次回開催日程について
- 4 閉 会

区 協 議 会

区	分		■諮問事	耳項	□協議事項	項	□報告事項	
件	名	浜松市教	浜松市教育文化会館の廃止について					
(같	景、)概要 経緯、 課題等)	·休 (参 2 経緯· · 鎖 3 理由 · · (仮	考)ホー/ 鉄骨: 成 27 年度 物の老朽(7年4月 レ収容人数 鉄筋コンタ に老朽化》 と及び耐震	女 1,492 クリートi 及び耐震 性の問題 ルの整備	人 告5階建(地下1階) 性の問題により施設を	
対象	の区	協議会	全区協	議会				
F	勺	容	廃止条	例の施行を	をもって、	浜松市参	対育文化会館を廃止す	·る。
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)		–		朔:令和元 和元年 11 /		廃止条例案を上程		
担当課		川造都市・ て化振興課	担当者	中村	雅臣	電話	457-2413	

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

資料2

第9号様式

区 協 議 会

区	分		■諮問事	 項	□協議事項	Ę _]報告事項	
件	名	令和2年	令和2年度区役所費予算要求の概要					
	事業 <i>0</i> (背景、 現状、		要求を行う 未来ます るとともい れることも 財源を最っ	う。 ご続く持線 こ、各政第 なく、廃山 大限有効に	売可能な財政 ・事業、事 こ、見直し、	双運営に向 3務事業に 選択と集 とで、総	、浜北区役所費の予算 は、歳入確保を徹底す おいても前例にとらわ 中を徹底し、限られた 合計画や総合戦略に基	
>	対象の図	区協議会	 浜北[区協議会				
	内	容	令和 2 4		区役所費の	予算要求(の概要について	
		考 結果を得たい)予定など)	答申 令	和元年 10	月			
担当	課浜	北区・区振興課	担当者	岩崎	英浩	電話	5 8 5 - 1 1 4 1	

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和2年度 浜北区役所費 予算要求の概要

浜北区役所 (単位:千円)

	費用項目	2年度 当初予算要求額 (単位:千円) ※	元年度 当初予算額 (単位:千円)	増減	事業の内容	2年度当初予算要求の 主な増減内容等
浜北区役所費		274, 835	266, 964	7, 871	※職員の人件費等は除く。	
	区管理運営事業	117, 619	120, 028	△ 2,409	庁舎、公用車の維持管理等に要する経費	【区役所運営事業】2,025千円 ・総合案内業務委託(人件費増) ・寄附金活用備品購入費 (多世代交流センター) 【公有財産維持管理事業】3,260千円 ・染地台多目的広場の除草回数の増 ・公用車駐車場整備工事 【庁舎維持管理事業】△8,018千円 ・工事請負費の減
	協働センター管理運営事業	40, 853	37, 376	3, 477	浜名、北浜南部、中瀬、麁玉協働センター 及び浜名協働センター付設体育館の維持管 理に要する経費	・外溝樹木 ・寄附金活用備品購入費 (浜名協働センター附設体育館)
	収入印紙売りさばき事業	13, 802	13, 802	0	浜北区役所での登記関係証明用収入印紙の 売りさばきに要する経費	
	区協議会運営事業	166	163	3	区協議会の開催等に要する経費	
	行政連絡文書配布事業	38, 727	37, 395	1, 332	行政連絡文書の配布等を浜北区自治会連合 会に委託する経費等	見込世帯数の増
	自治会振興事業	35, 892	32, 020		自治会集会所整備助成、防犯灯設置維持管理助成	【自治会集会所整備費助成事業】 補助件数の増 R1 新築1件、改修3件 R2 新築2件、改修3件

坩	也域力向上事業	13, 814	13, 712	102		
	市民提案による住みよい地域づくり助成事業(補助金)	3, 300	3, 300	0	住みよい地域を実現するため、団体の提案 に基づき、団体が主体的に取り組む事業に 対し助成する事業	
	区民活動・文化振興事業	9, 967	9, 865	102	地域の活性化や文化振興のため、市民協働 により実施する事業	
	区課題解決事業	547	547	0	区内の課題を解決するため、市民協働により実施する事業	
這	を州はまきた飛竜まつり開催事業	9, 569	8, 468	1, 101	遠州はまきた飛竜まつりの警備、会場設営 等に対する負担金	雑踏警備の強化に伴う負担金の増
浜	兵北万葉まつり開催事業	4, 393	4, 000	393	万葉まつり及び関連イベントを開催するための経費	人件費等

※令和2年度当初予算要求額は令和元年9月26日現在の額であり、変更になる場合があります。

令和2年度 地域力向上事業・区大事業について

浜北区役所 (単位:千円)

	事業名	2年度 当初予算要求額 (単位:千円) ※	元年度 当初予算額 (単位:千円)	増減	事業の内容	2年度当初予算要求の 主な増減内容等
地域	力向上事業	13, 814	13, 712	102		
	民提案による住みよい地域づく 助成事業(補助金)	3, 300	3, 300	0		
区	民活動・文化振興事業	9, 967	9, 865	102		
	浜北区市民文化祭開催事業	1, 536	1, 536	0	市民の生涯学習・芸術文化活動成果の発表と鑑 賞のため、絵画などの作品展示、舞踊などの舞 台発表等を実施する。	
	浜北産業祭開催事業(負担 金)	4, 500	4, 500	0	地域の商業、工業、農業などの企業・団体等の 出展を行う。併せて集客イベントを開催する。	
	はまきた名所めぐりウォーキ ング事業	535	535	0	はまきた歩け歩け運動を文化スポーツイベント としてリニューアル。(平成28年度から実施)	
	浜北青少年健全育成事業	1, 282	1, 282	0		
	エルネットファミリー	491	491	0	小学生を対象に、科学的学習、風習や伝統的な 行事の体験、工場見学など、偏りのない幅広い 体験学習を実施する。	
	青少年活動推進	367	367	0	青少年指導者養成講座の実施、広報誌「青少年 の窓」の発行、他の青少年活動への支援・協力 を行う。	
	星を見るつどい	99	99	0	星座の紹介、星空ミニコンサート、望遠鏡の使い方などの学習を行う。	
	浜松市浜北青少年リーダー 養成講習会	325	325	0	中学生や高校生を対象に青少年健全育成活動指導者をサポートするサブリーダーを養成するための講座を連続的に開催する。 (28年度から「小中学生体験学習」事業も含む)	

	みどりのまち推進事業	2, 114	2, 012	102		
	浜北植木まつり支援事業 (負担金)	545	545	0	植木、園芸関係資材及び農畜産物の展示・即売 会や催し物を開催する。	
	はまきたグリーンフェスタ 開催事業	1, 100	1, 000		植木や花苗オークション、押し花教室、木工教室、コンサート、緑の募金、子供縁日などを開催する。	
	入学記念樹贈呈事業	200	200	0	浜北区内の小学校及び特別支援学校入学児童へ 入学記念樹を贈呈し、みどりのまち浜北を啓発 する。	
	みどりを守り育てる運動	269	267	2	町内会等が実施する公園や遊園地などの緑地管理(除草、施肥等)に対する報償金(15円/㎡以内)を交付する。	
	区課題解決事業	547	547	0		
	健康づくり事業	147	147		健康意識の啓発を図るため、市のイベント会場 (浜北区内)で健康づくりの普及啓発事業を実施 する。	
	協働センターを核とした地域 課題解決事業	400	400	0	協働センター単位などの区よりも小さな単位で の地域課題解決を図るための事業を実施する。	市民協働・地域政策課から の組替予定
	はまきた飛竜まつり開催事業 担金)	9, 569	8, 468	1, 101	浜北凧揚げ、飛竜火まつり等各種イベントを開催する。	雑踏警備の強化に伴う負担 金の増
浜北	万葉まつり開催事業	4, 393	4, 000	393	「こどもまんようまつり」「万葉まつり」「万 葉コンサート」「椿まつり」を開催する。	人件費等

[※]令和2年度当初予算要求額は令和元年9月26日現在の額であり、変更になる場合があります。

第9号様式

区 協 議 会

区分		□諮問事	事項	■協議事	項]報告事項
件 名	浜松市文化	と振興ビジ	ョン (案)	のパブリ	ック・コス	メント実施について
事業 <i>の</i> (背景、 現状、	,, ,	お策経新学方課10「術を経討のの他興	ね 10 年を の 世験会 間芸者	展望をで展をででであるでできるでできるでできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるでき	ものとして った浜り た浜見地 と で で と で で が が と で が と で が れ が と 、 が れ い た 、 が れ い と 、 が れ い と 、 が い と 、 が い と ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	で化振興ビジョン」は、 でまとめたものであり、 がは、 ではななないでありが ではいるでは、 ではいるができますができます。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
対象の区	協議会	全区協議	숙			
浜松市文化振興でいて概要を報告でいて概要を報告でいてでジョンの間に対しるがある。 () いのでいる。 ()				た () と と た () 表 () 和 () 表 () 表 () 和 () 和 () 表 () 表 () 和 ()	に、 変を振松 の 和 報中一 な で をすの文 お 年 1 な で まと をすいます。 な で で に な で に に は い に な で に に は い に に は い に に は い に に は い に に は い に に は い に に は い に に は い に に は い に に は い に は に は	0月15日(火)まで 区役所、恊働センター、 中央一丁目)、パブコメ
備 (答申・協議系 時期、今後の	考 吉果を得たい)予定など)	令和2年1月 施行時期(予定):令和2年4月				
担当課	造都市・ 化振興課	担当者	影山	元紀	電話	457 - 2417

浜松市文化振興ビジョン(案)の概要

ビジョン策定の目的

これまでの取り組みの成果と課題や、国の取り組みの方向、環境の変化などを考慮しつつ、これからの本市の文化振興施策の方向性を示すとともに、文化芸術に係わる様々な主体が文化振興の担い手として活躍することを目指す。

ビジョンの期間

2020年(令和2年)度から概ね10年

基本目標

文化で市民の幸せを創り出す都市

具体的なイメージ

誰もが気軽に 多様な文化を 楽しむことが できる

文化が暮らし の豊かさを高 め、都市の活 力となっている 市民が地域独 自の文化に対 して誇りに感じ ている

基本方針と施策の方向性

基本方針1 次代の文化を市民主体で築きます

- 1 市民の創造的活動の支援
- 2 伝統的、歴史的文化の保存と継承支援
- 3 次代の文化芸術の担い手育成
- 4 文化を支える環境の整備

基本方針2 文化の持つポテンシャルを最大限に生かしたまちづくりを進めます

- 1 共生社会の実現
- 2 文化芸術と観光・産業等との連携
- 3 文化とまちづくりとの連携

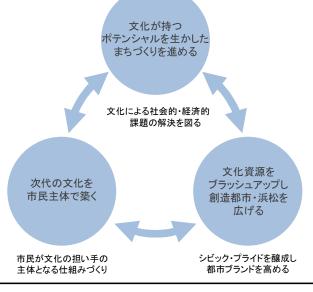
基本方針3 地域の文化資源を磨き、「創造都市・浜松」を国内外に広げます

- 1「音楽の都・浜松」の推進
- 2 人材の発掘と育成
- 3 多様な文化の豊かさの発見と文化資源の活用
- 4 国内外の都市との交流・発信

施策展開の考え方と視点

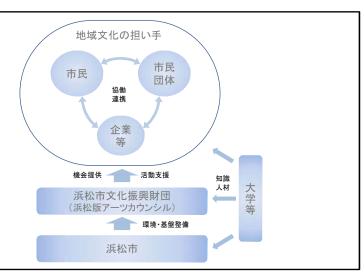
- ・持続可能性を高める循環への意識
- ・継続が生み出す効果への認識
- ・文化芸術分野のマーケティング力強化
- ・生活に密着した文化への着目
- ・地の利を活かす意識





推進体制

- 1 市民、市民団体、企業等
 - ・地域文化の担い手
- 2 浜松市
 - ・文化振興のための環境や基盤の整備
- 3 浜松市文化振興財団・浜松版アーツカウンシル
 - ・文化の鑑賞等の機会の提供や活動支援
- 4 大学等
 - ・人材育成と地域のシンクタンク機能



浜松市文化振興ビジョン(案)

に対するご意見をお待ちしています!

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市文化振興ビジョン(案)」とは

平成 21 年 3 月に策定した「浜松市文化振興ビジョン」からおおむね 10 年を経過する間に社会情勢も変化し、文化に求められる役割はさらに多様化してきています。こうした新たな変化を踏まえつつ、本市のこれからの文化振興施策の方向性を示すとともに、文化芸術に係わる様々な主体が本市の文化振興の担い手として活躍するための道しるべとなるよう「浜松市文化振興ビジョン」を策定します。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和元年9月13日(金)~令和元年10月15日(火)

3. 案の公表先

創造都市・文化振興課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市 民協働センター(中区中央一丁目)、パブコメ PR コーナー(市役所本館 1 階ロ ビー)にて配布

浜松市ホームページ (http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp) に掲載 【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、<u>住所、氏名または団体名、電話番号を記入</u>して、次のいずれかの 方法で提出してください。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

①直接持参	創造都市・文化振興課(市役所本館3階)まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】	- 4 3 0 - 8 6 5 2
(最終日の消印有効)	浜松市中区元城町103-2 創造都市・文化振興課あて
③電子メール	bunka@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④ FA X	050-3730-2887 (創造都市・文化振興課)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和2年1月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

市民部創造都市・文化振興課(TEL 053-457-2417)

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

- ●パブリック・コメント実施案件の概要
- ●浜松市文化振興ビジョン(案)

- ●浜松市文化振興ビジョン(案)概要版 ···· A3版、表面
- ●意見提出様式(参考)

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市文化振興ビジョン (案)
趣旨・目的	市総合計画が目指す本市の将来像の実現に向けて、これからの本 市の文化振興施策の方向性を示すとともに、文化芸術に係わる様々 な主体が文化振興の担い手として活躍するための道しるべとなるよ う「浜松市文化振興ビジョン」を策定する。
策定(見直し)に 至った背景・経緯	平成21年3月に策定した「浜松市文化振興ビジョン」は、おおむね10年を展望するものとしてまとめたものであり、策定時の想定期間を経過している。 この10年の間に社会情勢も変化するとともに、平成29年6月に「文化芸術基本法」が制定、平成30年3月に国の「文化芸術振興基本計画(第1期)」が策定され、地方自治体における文化に求められる役割はさらに多様化してきている。
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	文化芸術の持つ社会的・経済的価値が着目され、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など幅広い分野への有機的連携が求められる中で、地域の特色を反映した文化振興施策が重要な都市戦略として機能することを目指した。
案のポイント (見直し事項な ど)	 ○基本目標と基本方針の設定 本市の都市の将来像の実現に向けて、文化の持つ本質的・社会的価値を踏まえ「文化で市民の幸せを創り出す都市」を基本目標とし、目標達成に向けた取り組みの方向性として、次の3つを基本方針として設定した。 (1) 次代の文化を市民主体で築きます (2) 文化の持つポテンシャルを最大限に生かしたまちづくりを進めます (3) 地域の文化資源を磨き、「創造都市・浜松」を国内外に広げます ○施策の展開 基本方針ごとに施策を整理するとともに、施策全体を通じて踏まえておくべき考え方や視点についても整理した ・SDGsの目標達成や共生社会の実現、持続可能な循環型社会の構築など、都市が抱える大きな社会課題に対しても、文化を通じた取り組みで貢献していくことを明記した。
	 〇ビジョンの推進にあたって ・推進体制として、文化の担い手としての市民等とそれを支える市や浜松市文化振興財団の役割を明確化した。 ・各種ホールや美術館、博物館など市が設置する文化施設の役割についても整理した。 ・市の総合計画に基づく戦略計画を核とした行政経営の仕組みを

	活用して、施策の検証と評価を行っていく。					
	• 文化芸術基本法					
関係法令 •	・文化財保護法、博物館法、劇場・音楽堂等の活性化に関する法律、					
上位計画など	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律					
	・浜松市総合計画「浜松市未来ビジョン」					
計画・条例等の	令和元年 9月13日 案の公表、意見募集開始					
策定スケジュール	10月15日 意見募集終了					
(予定)	令和2年 1月 意見募集結果及び市の考え方の公表					

パブリック・コメント意見提出様式

~あなたのご意見をお待ちしています~

ご住所 (所在地)	
お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	浜松市文化振興ビジョン(案)
意見募集期間	令和元年9月13日(金)~令和元年10月15日(火)
意見欄	

- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 創造都市・文化振興課あて

住所 : 〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

FAX : 050-3730-2887

E-mail: bunka@city.hamamatsu.shizuoka.jp

~どうやって意見を書いたらいいの?~

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいか分からない場合には、以下の書き方例を参 考にしてみてください。

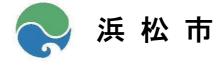
<書き方例>

- ・ ●ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□□□□に変えてはどうでしょうか。
- ・ ●ページの「△△△△」については、「■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は・・・・だからである。
- ・ ●ページに書いてある目標件数ですが、「○○件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ・ ●ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。 また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけ るべき。



浜松市文化振興ビジョン (案)

令和 2 (2020) 年〇月



<目次>

はじめに	
1 ビジョン策定の趣旨	2
1-1 ビジョン策定の目的	2
1-2 ビジョンの位置付け	
1-3 ビジョンの期間	3
2 浜松市の文化を取り巻く状況	4
2-1 前ビジョンの成果と課題	4
2-2 国の動向	8
2-3 文化に係わる環境の変化	10
3 ビジョンの基本目標	
3-1 目指す都市のイメージ	
3-2 基本方針	
4 施策の展開	
4-1 施策の方向性	
4-2 施策展開の考え方と視点	
5 ビジョンの推進にあたって	21
5-1 ビジョンの推進体制について	21
5-2 文化施設について	24
5-3 施策の検証と評価	27
附属資料	
用語解説(あいうえお順)	
前ビジョンでの取り組み年表	32

はじめに

浜松市は、平成21年(2009年)3月に「浜松市文化振興ビジョン」を 改定し、「人と人をつなぐ文化」、「都市の魅力・活力となる文化」、「生活 の潤いとなる文化」を基本的な考え方として掲げ、「創造都市・浜松の実 現」、「文化の多様性が活力となる都市・浜松」、「音楽の都・浜松」を基本 目標に定め、市民が主体となって文化を創造し発展させていく都市、文化 の持続的な循環が行われる都市を目指して様々な施策を行ってきました。

平成25年(2013年)3月に「『創造都市・浜松』推進のための基本方針」を策定し、目指す創造都市の姿や実現のための取り組みイメージを示して創造都市に対する市民の意識や関心を高めていくとともに、同年11月には創造的人材による文化芸術の創造、発信、交流の場として、鴨江アートセンターをオープンしました。平成26年(2014年)12月にはユネスコ創造都市ネットワークに音楽分野で加盟するなど、ビジョンに基づいた取り組みを着実に進めてきました。

一方、国レベルでは平成29年(2017年)6月に文化芸術振興基本法を改正した文化振興基本法が公布、施行されるとともに、これを受けて平成30年(2018年)3月には文化芸術推進基本計画が示されました。文化芸術が持つ本質的な価値のみならず、社会的・経済的価値についても着目し、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他幅広い分野へ有機的な連携を図ることが求められています。

少子高齢化及び人口減少が進み、厳しい行財政運営を強いられる中で、 地域の特色を反映した文化振興施策が重要な都市戦略として機能し、都市 の将来像である「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」を 市民が体感できるようになることを目指して、新たな「浜松市文化振興ビ ジョン」を策定するものです。

1 ビジョン策定の趣旨

1-1 ビジョン策定の目的

文化は、生活の質を高め、人と人との交流を生む、まちづくりや都市発展の土台となるものです。豊かな都市の文化は、都市の魅力や活力となり、市民の誇りや愛着を育むものとなります。

浜松市には、進取の気質に富んだものづくりの文化や、楽器産業の集積を背景とした音楽文化、多くの外国人市民が持つそれぞれの文化的背景、さらには豊かな自然のなかで育まれてきた特色ある歴史や伝統文化など、さまざまな文化が息づいています。本市の様々な取り組みは、このような誇るべき本市の文化資源を生かすとともに、市民一人一人がその力や可能性を存分に発揮するなかで、文化の創造と発展そして持続的な循環が行われる都市を目指すものです。

文化は、私たちが生きていくうえで社会になくてはならないものであり、 すべての人々がよりよく生きるために、文化的な活動を行い享受する権利 を有しています。

このような人間の本質に根ざす文化は、人々の生活の質を向上させる役割を有しています。豊かな文化は人々が生きる糧となり、そのなかで文化がさらに磨かれ、人々の誇りとなり、地域への愛着を育むものとなります。

近年、人々にやすらぎや感動をもたらす文化そのものが持つ本質的な価値に加え、文化芸術が地域社会の基盤形成や産業活動の発展に対しても大きな役割を持つという社会的・経済的価値が認識されるようになってきました。

文化は都市の発展に不可欠なものであり、文化振興のための政策は、都市の新しい力を生み出すための重要な政策として位置付けられるものとなっています。

このビジョンにより、浜松市のこれからの文化振興施策の方向性を示す とともに、文化芸術に係わる様々な主体が本市の文化振興の担い手として 活躍するための道しるべとなることを期待して策定するものです。

1-2 ビジョンの位置付け

本ビジョンは、市の最上位計画である浜松市総合計画・基本構想「浜松市未来ビジョン」に掲げる都市の将来像「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」の実現に向け、本市における文化芸術分野の振興に関する取り組みの方向性を示す個別計画です。

文化芸術振興に向けた具体的な取り組みは、このビジョンを踏まえつつ、 観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他関連する様々な分 野の個別計画との整合性を図り、毎年度策定する「浜松市戦略計画」に基 づいて進めていきます。

1-3 ビジョンの期間

文化振興については、長い時間をかけて取り組むことで成果が出るものも多く長期的な視点をもって取り組む必要があることから、令和 2 年度 (2020年度) からおおむね 10年間を展望した文化振興の方向を示すものとして策定します。ただし、今後の社会や経済の状況変化等を踏まえる中で、必要に応じて見直しを図るものとします。

2 浜松市の文化を取り巻く状況

2-1 前ビジョンの成果と課題

平成21年(2009年)策定のビジョンにおいては8つの本市の特長と課題を整理し、それに対応する形で基本目標を定め、施策の方向性を定めました。この8つの特長に関しては本市がこれまでの取り組みのなかで築き上げてきたものであり、10年を経過した現在においても引き続き本市の特長として挙げられるものです。

特長を生かし課題を解決するため、これまでの取り組みの成果と課

題について、基本目標ごとに整理をします。



(1) 創造都市・浜松の実現

平成 24 年 (2012 年) に「『創造都市・浜松』推進のための基本方針」を策定し、本市の目指す姿のイメージを明確化するとともに、平成 26 年 (2014 年) には浜松市文化振興財団や静岡文化芸術大学、浜松商工会議所など創造都市を推進する関係機関と「浜松市創造都市推進会議」を立ち上げました。同年 12 月にはユネスコ創造都市ネットワークに音楽分野で加盟し、創造都市を目指す国内外の都市との連携を深めました。

また、平成25年(2013年)に創造的な文化芸術活動を行うアーティスト等の活動や交流の拠点となる鴨江アートセンターをオープンするとともに、平成30年(2018年)には、浜松版アーツカウンシルとして「浜松アーツ&クリエイション」を浜松市文化振興財団内に立ち上げ、創造的、文化的な活動を支援するための環境整備を進めました。

前ビジョンでの主な取り組み

- ・鴨江アートセンター開館(H25~)
- ・「創造都市・浜松」推進のための基本方針(H24~)
- ・ユネスコ創造都市ネットワークに音楽分野で加盟(H26~)
- ・世界創造都市フォーラム (H27)、世界音楽の祭典 (H28)、サウンド デザインフェスティバル (H29)
- · 浜松市市民文化創造拠点施設構想(H29)
- ・浜松アーツ&クリエイションの設置(H30~)

創造的な文化芸術活動をするための支援制度や拠点整備、取り組みをけん引する関係機関との連携体制の構築など、創造都市の実現に向けた環境整備を着実に進めてきましたが、まちづくり・賑わいづくりを見据えた拠点の面的な広がりや、本市の文化芸術の魅力のPR、創造産業や文化関連産業の活性化などに向けては、より一層の取り組みが求められています。

(2) 文化の多様性が活力となる都市・浜松

市民の創造的な活動を促進するため、平成24年(2012年)から助成事業「みんなのはままつ創造プロジェクト」を立ち上げ、数多くの市民主体の創造的取り組みが具現化されるようになりました。取り組みを行う市民を中心に、「創造的な活動が新たな価値や文化、産業の創出につながり、市民の暮らしの質や豊かさを高めていく」創造都市に対する意識が高まってきています。

伝統的文化の発信においては、平成29年(2017年)に地域遺産センターを開設し、井伊直虎を取り上げた大河ドラマとの相乗効果により、改めて本市に根ざす歴史的資源を広く発信しました。また、地域の個性として大切に受け継がれている文化資源を掘り起こし、市民協働でその活用を進めるため、平成28年度(2016年度)から認定文化財制度として「浜松地域遺産」を新設し、平成30年度(2018年度)までに242件を認定しました。

前ビジョンでの主な取り組み

- ・みんなのはままつ創造プロジェクト(H24~)
- ・浜松市民俗芸能の継承及び振興に関する条例 (H27~)
- ・地域遺産センターの開館 (H29~)
- ・浜松地域遺産(認定文化財)制度(H29~)
- ・浜松アーツ&クリエイションの設置(H30~)※再掲

各区の個性を生かした地域活性化や文化振興を図る助成事業「浜松市地域力向上事業」が実施されるなど文化の多様性を暮らしの豊かさにつなげるための取り組みが進められる一方、外国人や障がいのある人、高齢者なども含めた、誰もが文化に親しむための取り組みをより顕在化していくことが求められます。

(3)音楽の都・浜松

平成30年度(2018年度)に節目となる第10回を迎えた「浜松国際ピアノコンクール」では、第1次予選からチケットが完売するなど、30年にわたる「音楽のまちづくり」に向けた取り組みが、着実に都市の資産として蓄積されています。

子どもたちの豊かな感性を育むための「こども音楽鑑賞教室」を継続しつつ、新たに複合芸術であるミュージカルを鑑賞する事業を実施し、子供たちが質の高い音楽等に接することのできる機会を充実させました。

そのほかジュニアオーケストラ、ジュニアクワイア、アクトシティ音楽院など、次代の音楽文化の担い手の育成に係る事業を継続するなど、「音楽の都」にふさわしい充実した取り組みを行いました。これら多くの取り組みを通じて、市民の誇り、アイデンティティとしての「音楽の都」の意識は高まってきました。

前ビジョンでの主な取り組み

- ・ジュニアオーケストラ、ジュニアクワイア
- ・こども音楽鑑賞教室
- ・アクトシティ音楽院
- ・浜松国際ピアノコンクール (H21、24、27、30)
- ・世界青少年音楽祭(H26)、こどもミュージカル (H22~24、H25~28)

これまで培ってきた音楽文化の蓄積を、重要な都市の資産として次世代につなぐために、「音楽の都・浜松」を象徴する事業の継続的な実施が求められるとともに、ユネスコ創造都市ネットワーク音楽分野の加盟都市として、音楽文化を都市の活力につなげる、新たな時代をけん引する取り組みを進めることが期待されています。

2-2 国の動向

市の取り組みに反映すべき、国レベルでの方向性の変化に関する代表的な事項として以下の点が挙げられます。

(1) 文化芸術基本法の施行

国においても、少子高齢化・グローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術施策の展開がより一層求められるようになってきたことから、平成29年(2017年)に「文化芸術振興基本法」を改正し、「文化芸術基本法」が施行されました。

今回の改正では、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術 そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、 産業その他の関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文 化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に 活用しようとしています。また、生活文化の例示として「食文化」を追加 するとともに、生活文化の振興を図ることとするなど、文化芸術として取 り扱う範囲を拡充しています。

(2) 文化財保護法の改正

過疎化、少子化などを背景とした文化財の滅失・散逸を防ぐとともに、価値づけが明確でないものも含めた有形・無形の文化財をまちづくりに生かし、地域社会総掛かりで取り組んでいくことができるようにするため、平成30年(2018年)に文化財保護法が改正されました。

地域コミュニティや民間団体が、文化財の活用の担い手となり、保存・ 継承を含めた好循環を生み出すことが期待されています。

(3) 文化芸術推進基本計画(第1期)の策定

文化芸術基本法に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な 推進を図るため、平成30年度から5年間(2018~2022年度)の文化芸術 政策の基本的な方向性を示すものとして、「文化芸術推進基本計画」が、 平成30年(2018年)3月に閣議決定されました。

文化芸術の本質的な価値に加え、文化芸術が有する社会的・経済的価値 を明確化するとともに、文化芸術により生み出される多様な価値を、文化 芸術のさらなる継承、発展、創造に活用し、好循環させることを目指して います。

地方公共団体に関しても、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策をより積極的に推進することを求めています。

これらの文化に関する基本的な理念や文化政策の方向性を示すもののほか、劇場や音楽堂、文化会館等の役割などを明確化した「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(2012年(平成24年))」や障害者による文化芸術活動を幅広く促進する「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(2018年(平成30年))」などの関係法令等も整備されています。

2-3 文化に係わる環境の変化

平成 21 年 (2009 年) 策定のビジョンから 10 年を経過する中で、文化 振興政策を考えるうえで踏まえておくべき環境の変化として、次の点が挙 げられます。

(1) 人口減少・少子高齢化社会の到来

- ・本市の人口は、平成 20 年(2008 年)の 813,000 人をピークに、減少 局面に突入しています。
- ・さらに年少人口の減少及び生産年齢人口の増加を上回る速度での老年人口の増加により、老年従属人口指数(生産年齢人口100人で支える老年人口の数)が上昇しており、人口減少社会の到来とともに、高齢化社会へと人口構造が大きく変化してきています。
- ・伝統文化における担い手不足や将来的な税収の減少、文化施設の稼働 率低下など、この変化に起因すると考えられる課題が数多く存在して います。

(2) 外国人市民の受け入れ拡大

- ・製造業を中心とした産業集積を背景に従来から外国人住民が多い本市 においても、リーマンショック以後はその数が減少傾向にありました が、景気の回復とともに再び増加傾向に転じています。
- ・平成30年(2018年)12月に出入国管理及び難民認定法が改正され、 外国人労働者の就労受け入れが拡大されることになったため、今後ま すます多様な外国人市民が増加することが見込まれます。

(3)地域独自の文化に対する意識の高まり

・人口減少や地域経済の縮小といった課題を克服するため地方創生の取り組みが進められるようになり、活用すべき地域独自の資源として、 歴史や伝統文化に対しての関心がこれまでになく高まってきています。 ・同時に、地域に根ざした農業やものづくり、日々の暮らしの営みから 生まれる生活文化に対する関心が高まってきています。とりわけ本市 では「みんなのはままつ創造プロジェクト」などの補助金制度の実施 に伴い、市民団体を中心に生活文化に着目した様々な取り組みが生ま れてきています。

(4) ICT技術の発展と新たな創造社会(Society 5.0)

- ・ICT技術の発展に伴い、メディア芸術をはじめ、表現の手段として のICTを活用する文化芸術に対する認知が広がり、それらを楽しむ 市民も増えてきています。
- ・表現におけるツールとしてだけでなく、情報発信の面においても様々なツールを組み合わせた広報展開が一般的に行われるとともに、情報収集手段にも広く活用されるため、文化情報に関するアーカイブ化の必要性が高まってきています。
- ・さらに大きな変化として、IoT、ロボット、人工知能(AI)ビッグデータといった社会のあり方に影響を及ぼす新たな技術の進展に伴い、これら先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会課題の解決を両立し、だれもが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間の創造性を中心とする新たな社会としてSociety 5.0 が提唱され、その実現を目指す動きが強まっています。

(5) 文化政策を通じたSDGs達成に向けた取り組み

- ・「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年(令和12年)を年限とする17の国際目標「SDGs(持続可能な開発目標)」が2015年の国連サミットで採択されました。
- ・日本においても中長期を見通した持続可能なまちづくりのため、地方 自治体によるSDGsの達成に向けた取り組みを推進していくこと が重要であるとしており、文化に関する取り組みも求められています。
- ・本市もSDGsの達成に向けて積極的に取り組んでおり、平成 30 年 (2018年) 6月には「SDGs未来都市」の一つとして認定されています。

3 ビジョンの基本目標

3-1 目指す都市のイメージ

浜松市総合計画に掲げる都市の将来像「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」の実現に向けて、市民による文化芸術などの創造的活動の促進は、非常に重要な意味を持ちます。

人間の本質に根ざす文化は、人々の生活に潤いと喜びを与えるとともに その質を向上させ、豊かな心を育み、地域への愛着と誇りを生み出します。 さらに文化は地域コミュニティの形成や、産業の発展、社会基盤の形成に も大きな役割を持ち、都市の自立的な発展に不可欠なものです。

こうした文化の本質的な価値とその社会的価値を踏まえ、本ビジョンに おける基本目標を「文化で市民の幸せを創り出す都市」と設定します。こ の基本目標が達成された具体的な状態のイメージは次の通りです。

(1) 誰もが気軽に多様な文化を楽しむことができる

- ・年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、誰もが文化芸術の鑑賞や文化的な活動を行い、文化がもたらす感動や創作の喜びを感じることができます。
- ・異なる文化の存在を認識するとともに、多様な文化を認め、理解し、 尊重しあうことができます。

(2) 文化が暮らしの豊かさを高め、都市の活力となっている

- ・文化芸術を基軸とした経済活動が、活発に行われています。
- ・浜松の文化の魅力に惹かれた多くの人々が本市を訪れ、都市のにぎわいを生み出します。
- ・文化を通じて人々がつながり、交流が生まれ、地域の中で共に生活を していきます。

(3) 市民が地域独自の文化に対して誇りに感じている

- ・自分たちの住む地域の歴史や独自の文化について理解し、大切にしま す。
- ・自分たちの文化を地域の宝として紹介し、自慢ができます。
- ・文化を通じて、郷土に対する愛着が生まれています。

基本目標

文化で市民の幸せを創り出す都市

具体的なイメージ

誰もが気軽に 多様な文化を 楽しむことが できる 文化が暮らし の豊かさを高 め、都市の活 力となっている 市民が地域独 自の文化に対 して誇りに感じ ている

3-2 基本方針

基本目標として定めた都市の将来像の実現に向けて何をするのか、取り組みの方向性を基本方針として次のように設定します。ただし、方針に基づく取り組みを進める際には、単一の効果だけでなく、他の方針への波及効果や相乗効果も意識する必要があります。

(1) 次代の文化を市民主体で築きます

- ・「やらまいか」という言葉に代表されるように、本市は新しいものに 挑戦していく進取の気質にあふれた都市であり、様々な活動に熱心に 取り組む市民が多くいます。
- ・そうした多様な市民一人一人の創造性が発揮され、新たな活動が生まれ、その活動が継続できるよう、創造的な文化活動等を促進する環境を整備します。
- ・市民が文化に関心を持ち、直接かかわるきっかけを提供しつつ、市民 が文化の担い手として育つ仕組みをつくっていきます。

(2) 文化の持つポテンシャルを最大限に生かしたまちづくりを進めます

- ・文化芸術が持つ社会的・経済的価値を生かし、都市が抱える課題の解 決に向けた取り組みにつなげます。
- ・文化芸術が持つ社会的・経済的価値が都市の活力を生み、それによって文化芸術がさらに促進される、持続的な好循環を生み出します。

(3)地域の文化資源を磨き、「創造都市・浜松」を国内外に広げます

- ・本市が持つ文化資源について、その価値や魅力を改めて多くの市民に 伝えることで、地域を誇らしく思う気持ち、シビック・プライドを醸 成します。
- ・市民が主体となって地域固有の文化資源をブラッシュアップし、その 価値を高めるとともに、本市の文化的魅力を広めることで都市ブランドを確立していきます。

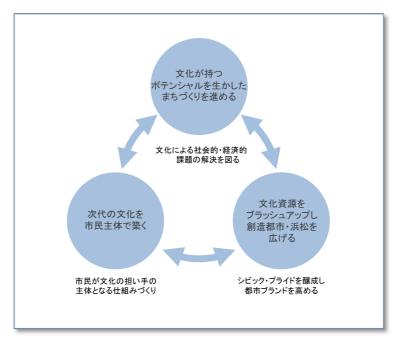


図:基本方針のイメージ

4 施策の展開

4-1 施策の方向性

「3-2 基本方針」に基づく取り組みの柱となる施策の方向性について、以下の通り整理をします。

(1) 次代の文化を市民主体で築きます

① 基本施策 1 「市民の創造的活動の支援」

- ・中間支援機能として浜松市文化振興財団内に浜松版アーツカウンシル を設置、運営し、市民の創造的な活動の支援を行います。
- ・補助金などの金銭的支援にとどまらない幅広い支援の取り組みを行う ことで、新たなことに取り組む市民の創造的活動や文化的活動の継続 的な実施に向け体制づくりを支援します。

② 基本施策 2 「伝統的、歴史的文化の保存と継承支援」

- ・市民参画で地域固有の財産である伝統的・歴史的文化を守り、継いで いくための仕組みを構築します。
- ・文化財保存活用地域計画の策定に着手するとともに、各地域の生活基 盤を再生させる事業との連携を図ります。

③ 基本施策3「次代の文化芸術の担い手育成」

- ・子どもたちが良質な文化芸術に直に触れ、体験する機会や自ら文化芸術に取り組む機会、伝統文化に親しむ機会などを提供します。
- ・自ら文化・芸術活動を行う人だけでなく、文化芸術の振興を支える人 材や応援する人々を増やしていきます。

④ 基本施策 4 「文化を支える環境の整備」

・市民が良質な文化芸術や伝統文化に気軽に接する、あるいは取り組む ことができるよう、必要なホールや美術館、博物館、生涯学習などの 施設の整備、維持管理を行います。

・社会環境や市民ニーズの変化を踏まえ、各施設の設置意義や役割を改めて見直し、施設の更新や指定管理者制度を含めた運営手法などを再検討します。

(2) 文化の持つポテンシャルを最大限に生かしたまちづくりを進めます

① 基本施策1「共生社会の実現」

- ・障がいのある人、高齢者、外国人市民をはじめ、誰もが文化芸術に親 しむ機会をつくるとともに、文化芸術を通じて社会参加し、文化の担 い手となる共生社会の実現を目指します。
- ・今後増加が見込まれる外国人市民については、それぞれが持つ文化の 理解促進を図ることで、多様性のあるまちづくりを進めます。

② 基本施策2「文化芸術と観光・産業等との連携」

- ・地域の文化資源や創造的な人材を観光や産業等に結び付けることで、 経済的な好循環を生み出します。
- ・浜松国際ピアノコンクールなどの文化事業や中山間地域を中心に広がる伝統芸能など、本市の特徴的な文化事業については、その魅力を積極的に市内外に発信していきます。

③ 基本施策3「文化とまちづくりとの連携」

- ・文化の持つ人と人をつなぐ力を生かし、文化をまちづくりの要素として加えることで、市民の参画促進と当事者意識醸成を図っていきます。
- ・文化を感じられるまちづくりを進めることで、地域の独自性を育み、 住みたいまち、訪れたいまちを形成していきます。

(3)地域の文化資源を磨き、「創造都市・浜松」を国内外に広げます

① 基本施策 1 「『音楽の都・浜松』の推進」

・本市の特色であり、分野として最も中心となる取り組みとして、既存

のピアノコンクールをはじめとするこれまで積み重ねてきた取り組 みを継承していきます。

- ・ジャンルを問わず様々な音楽に触れる機会を提供するとともに、市民 主体の多様な音楽活動を促進します。
- ・音楽を通じた交流や多様な取り組みの情報発信を積極的に行うことで、 「音楽の都・浜松」としての都市ブランドをより高めます。

② 基本施策 2 「人材の発掘と育成」

- ・アクトシティ音楽院やアカデミーなどの開催を通じて世界で活躍する アーティストやクリエイターの育成を図ります。
- ・アーティスト・イン・レジデンスの実施によって、新進アーティストの制作場所や発表機会を提供するなどの支援を行います。
- ・ゆかりの芸術家などの顕彰事業や、認証制度などによってさらなる活躍の場を創出します。

③ 基本施策3「多様な文化の豊かさの発見と文化資源の活用」

- ・都市部から農村部、北遠の山間地域を含む広大な市域に存在する歴史、 伝統、生活文化などの本市が持つ資源を見直し、ブラッシュアップす ることで新たな価値を生み出します。
- ・音の持つ可能性を追求する「サウンドデザイン」の取り組みをはじめ、 ものづくり、数多くの外国人市民の存在など、本市の特長を生かした 浜松ならではの創造的活動を促進します。

④ 基本施策 4 「国内外の都市との交流・発信」

- ・ユネスコ創造都市ネットワークや創造都市ネットワーク日本などを活用し、国内外の都市との交流・発信を通じて互いのノウハウを共有し、 取り組みの高度化を図ります。
- ・文化の多様性の保持と持続可能な開発に資する文化面での取り組みを 国内外の都市と連携して進めることで、2030年のSDGsの達成に貢献します。

4-2 施策展開の考え方と視点

「4-1 施策の方向性」で、基本方針と結びつく形で施策体系を示していますが、施策全体を通じて踏まえておくべき考え方や視点について整理をします。

(1) 持続可能性を高める循環への意識

持続可能な都市経営に向けて、人材や財源など限られた経営資源を選択と集中により、効果的・効率的に配分するとともに、協働する様々な主体が持てる力を最大限に発揮できるような連携の強化が求められています。

具体的な事業を行う場合には単体の施策効果だけではなく複合的な施 策効果を意識する必要があります。例えば「(3)③ 文化資源のブラッ シュアップ」が「(2)②観光や産業」を生み出し、「(1)②伝統的、歴 史的文化の保存と継承」につながるという循環が考えられます。

(2)継続が生み出す効果への認識

昭和56年(1981年)に始まった本市の「音楽のまちづくり」からの長い間の積み重ねが実を結び、ユネスコ創造都市ネットワークの音楽分野への加盟につながっています。文化で社会を変革するには、地道で継続的な取り組みが重要になります。短期的な実績や効果と長期的な波及効果を意識しながら取り組むことが重要です。

(3) 文化芸術分野のマーケティング力強化

文化はそれ自身が本質的な価値を持っています。そのため、文化を守り、 育て、広める取り組みはどれもが大切なものになります。しかし、限られ た人的資源や財源の中で文化振興の取り組みを進めるためには、効果的な 事業の選択と運営が重要になります。マーケティングの視点をもって事業 の取捨選択や組み立てを行うことで、経済的あるいは社会的に最大限の効 果を目指すことが求められます。

また、市外から訪れた人々に本市の多様な文化を感じてもらうための外

向けのプロモーションと、市民にその価値を知ってもらうためのインナー プロモーションの両面を意識することも重要です。

(4) 生活に密着した文化への着目

これまでの文化行政における取り組みは、主に精神的活動から生み出された芸術などを対象として進められてきましたが、社会・地域・民族などで異なる生活様式や行動様式を含む、より幅広い意味での文化への関心が高まってきています。

衣食住をはじめとした日々の生活に根ざした伝統的な文化は、それぞれの風土や歴史を反映して形作られ、受け継がれてきたものです。これらを「くらしの文化」として捉え、保護・伝承を図るとともに活用していくことも大切です。

(5) 地の利を生かす意識

本州の中央付近に位置する本市は、古来より交通の要衝として、様々な文化が入り混じる地域でした。現在でも、東京と京阪神という二大文化圏の中間であることから、ウナギの調理法などをはじめ、どちらの文化も楽しむことができる地域として知られています。そうした状況が「やらまいか」精神とも呼ばれる、異なる文化にも寛容な土地柄を生み出してきたと考えられます。

また、温暖な気候、交通の利便性、産業の集積など、この地ならではの 優位性は、人々の交流を生み、文化を育てるうえでも優位性があるものと 考えられます。こうした優位性を生かしていく意識も必要です。

5 ビジョンの推進にあたって

5-1 ビジョンの推進体制について

文化の振興に向けては多様な主体が協力し、連携しながら取り組むことが重要です。ビジョンで掲げる将来像の実現に向けて、市民、市、文化振興財団などの役割を整理します。

(1) 市民、市民団体、企業等

- ・市民は、様々な文化を楽しみ、文化がもたらす様々な喜びや豊かさを 享受するとともに、地域の文化を守り、育てる担い手として、様々な 形で文化活動に参加し、文化を支えていくことが期待されます。
- ・市民団体は、それぞれの活動を通して、文化芸術の振興、生涯学習の 推進、地域コミュニティの維持など、地域に対して貢献していくこと が期待されています。
- ・市民団体それぞれが、その目的に応じて活動の質の向上や、人材の確保・育成に取り組み、持続可能な形で活動を継続することが求められています。
- ・企業等には本来の目的である経済活動やCSRの形で地域社会に貢献 するにとどまらず、文化の担い手として様々な形で地域文化にかかわ るとともに、そうした取り組みから新たな価値を創出し、経済的な面 での好循環を生み出すことが期待されています。
- ・さらには文化を通じて社会課題の解決と経済活動を両立させるソーシャルビジネスやCSV経営を目指す起業が多く生まれることが望まれます。
- ・地域文化の担い手として市民、市民団体、企業が有機的に連携し、持 続的な文化活動が行われ、地域の多様な豊かさを創出することが望ま れます。

(2)市

・市民主体の文化振興を推進するため、様々な事業の実施を通じて、市

民が文化に気軽に触れ、身近に感じることができるよう、環境整備を 進めていきます。

・文化の持つ効用を最大限に生かすため、文化や生涯学習の分野だけでなく、福祉、産業、観光など、様々な分野と連携し、総合的な文化行政を推進するための体制構築に努めます。

(3) 浜松市文化振興財団、浜松版アーツカウンシル

- ・質の高い文化芸術の鑑賞機会の提供を行う事業主体として、文化芸術 に関する専門性をさらに高めていくことが期待されています。
- ・音楽のみならず、他の文化芸術分野への対応を拡充するための機能強化を進めることが求められています。
- ・市民主体の文化活動をより活性化するとともに、多様な創造的活動主体の発掘・育成・交流を進めるため、浜松版アーツカウンシルの運営などを通じて、中間支援機能の充実を図ることが必要です。

(4) 大学等

- ・本市には、日本初の文化政策学部を持つ静岡文化芸術大学をはじめ、 文化振興に関する研究や人材育成を担う大学や各種学校が存在して います。
- ・地元で活躍する人材の育成のほか、本市におけるシンクタンクとして の機能を発揮し、文化振興に関連する様々な研究成果を地域に還元す る取り組みが期待されます。

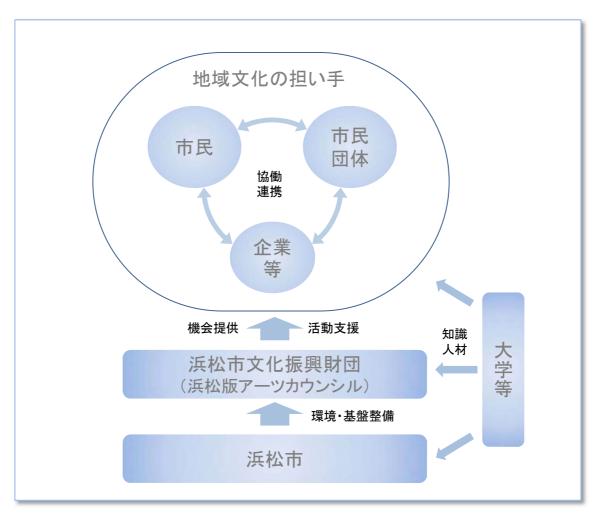


図:推進体制のイメージ

5-2 文化施設について

各種ホールや美術館、博物館などの文化施設は、市が行う文化芸術の振興に向けた環境整備における中核であり、市民が文化・芸術に気軽に触れることができる場として、また多様な市民活動の拠点として、重要な役割を担っています。

その一方で、平成17年(2005年)の市町村合併前に建設された施設も多く、施設の老朽化が進むとともに、施設に求められる機能や役割が変化する中で、施設の長寿命化や機能更新、廃止を含め、総合的に見直しを図ることが求められています。

本市では、平成 28 年 (2016 年) 3 月に公共建築物をはじめとしたすべての資産を対象にした「浜松市公共施設等総合管理計画」(以下、「公共施設等管理計画」という)を策定するとともに、平成 29 年 (2017 年) 9 月には資産の予防保全と長寿命化の具体的な取り組みと方向性を明らかにする「浜松市公共施設建築物長寿命化指針」を策定しています。

それぞれの施設は条例の目的に沿った管理がなされていますが、そうした背景を踏まえ、適正な文化施設の維持管理と市民の文化芸術の振興を図るために、主な施設に関して、その果たすべき役割を整理します。

(1)ホール等

・本市の公共施設等管理計画において、集会施設として分類される施設 のうち、別表に掲げる 17 の施設 (ホール部分に限る) を、本ビジョ ンにおいてホール等として整理します。

No	施設名称	利用圏域	所在区
1	アクトシティ浜松ホール	広域	中区
2	福祉交流センター	市域	中区
3	浜北文化センター	市域	浜北区
4	(仮称)市民音楽ホール*	市域	北区
5	勤労会館	地域	中区
6	男女共同参画・文化芸術活動推進センター	地域	中区
7	文化コミュニティセンター	地域	中区
8	雄踏文化センター	地域	西区
9	みをつくし文化センター	地域	北区
10	三ヶ日文化ホール	地域	北区
11	引佐多目的研修センター	地域	北区
12	なゆた・浜北	地域	浜北区
13	天竜壬生ホール	地域	天竜区
14	春野文化センター	地域	天竜区
15	水窪文化会館	地域	天竜区
16	龍山森林文化会館	地域	天竜区
17	佐久間歴史と民話の郷会館*	地域	天竜区

表:ホール等

※4 及び 17 については公共施設等管理計画では集会施設としての記載はされていませんが、本ビジョンにおいては、機能の面から他の集会施設に類するものとして、ホール等に分類します。

- ・広域施設は、質の高い実演芸術の鑑賞機会を提供する施設として市外からの来場も見込んだ利用を積極的に促進するとともに、コンベンション機能の充実を図り、「音楽の都・浜松」における都市のシンボルとしての役割を担います。
- ・市域施設は、市域全体からの集客に対応し、いわゆる劇場・音楽堂として実演芸術(音楽、舞踊、演劇等)を行い、鑑賞することを主たる目的とした施設として、市民の文化活動の拠点として、市民の文化活動の練習・発表の場としての利用や、興行の誘致などを含めた市民への鑑賞機会を創出する利用を促進します。
- ・地域施設は、主として行政区域内の利用者を想定し、日常の練習活動の場として、また文化活動の成果を発表する場として気軽に利用できる施設として、多目的な利用を促進します。

(2)美術館、博物館、楽器博物館等

- ・博物館法に基づく美術館、博物館及びその類似施設については、市民 に向けて歴史、芸術、産業、自然科学等に関する展示を行うほか、資 料の収集、保管をするとともに、それら資料の調査研究を行うことを 目的としています。
- ・教育的観点から、各分野に対する市民の興味・関心を高め、地域の文 化振興に寄与するという役割に加え、施設として人々が集い交流し、 地域固有の文化や魅力を伝える、都市における集客の核としての役割 への期待も高まってきています。
- ・こうした期待に応えるため、調査研究機能を強化して地域の文化をブラッシュアップするとともに、展示や事業を通じて地域の魅力を発信していきます。
- ・また、都市における集客核としての役割を担うにとどまらず、市民が 主体となって進めるまちづくりの取り組みに対しても積極的に関わ っていきます。

(3) 協働センター

- ・協働センターは、コミュニティ活動を通じた活力ある地域づくり及び 生涯学習の推進を図るため設置する施設です。
- ・生涯学習の観点からは市民による文化芸術活動を促進する役割を担い ます。
- ・文化に親しむことのできる地域における活動拠点として、地域コミュニティと連携した事業を行うなど、市民の利用を促進していきます。

(4) 鴨江アートセンター、市民文化創造拠点

- ・市民による文化芸術などの創作活動を促進するとともに、人々が集い、 交流し、発信する場としての役割を担う施設です。様々な人々の交流 を通じて、思いがけない新しい価値が生まれる場となることを目指し ます。
- ・鴨江アートセンターは、工房機能を有し、市民に開かれた文化芸術の

創造拠点としてアートを中心とした創作活動を推進し、創造的人材の 育成に努めるとともに、アートプロジェクトなどの文化交流事業を実 施します。

- ・鴨江アートセンターで行われる創造的活動について内外に広く情報発信するとともに、創造都市に関する良質な文化芸術活動の情報を市民等へ提供し、創造都市政策の啓発に努めます。
- ・さらなる創造都市施策の推進に向けて、平成 29 年 (2017 年) 6 月に 策定した「浜松市市民文化創造拠点施設基本構想」に基づき、浜松城 公園における埋蔵文化財発掘の進捗を踏まえつつ、浜松城公園長期整 備構想における賑わいと交流ゾーンのエリア計画策定も視野に入れ、 施設のあり方について慎重に検討を進めます。

5-3 施策の検証と評価

このビジョンで掲げる基本目標は、様々な施策や取り組みの効果が積み 重なり、社会的なインパクトを生じさせた結果として成し遂げられるもの になります。長期的取り組みの過程における評価については、個々の事業 に対する定量的評価だけでなく、測定の難しい定性的評価も加味しながら、 総合的に判断することが必要になります。

また、文化の担い手の中心は企業やNPOなども含めた広義の市民であり、行政の施策とは直接関係のないところで進められる純粋な民間の取り組みも重要であるため、基本目標に対する総合的な評価を行うことは非常に困難なものになりますが、少なくとも行政が実施する施策について体系的な評価を行うことは重要になります。

本市においては、浜松市総合計画に基づき、政策実現のために進める具体的な事業を示す実施計画として毎年策定する戦略計画を核とした行政経営の仕組みを取り入れています。本ビジョンで示した施策の方向性は、具体的な事業として構築する中で戦略計画に組み込んでいき、政策・事業シートによる体系的な評価を行っていきます。

附属資料

用語解説(あいうえお順)

• I o T

「Internet of Things」の略で、「モノのインターネット」と訳される。「様々なものがインターネットにつながること」、「インターネットにつながる様々なもの」を指す。 IoTの普及により 衣服、白物家電、家屋といった様々なものがインターネットにつながる。

·ICT

Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。I T (Information Technology) とほぼ同義。情報処理や通信に関する技術のこと。

・アクトシティ音楽院

コミュニティコースとアカデミーコースの2つにコースから構成されている。コミュニティコースでは、市民の参加・体験型講座や聴講・学習型講座の開設、また、人材活用、楽譜貸出などを行い、アカデミーコースでは、世界レベルのアカデミーを開催し、演奏家の育成を行っている。

・アートプロジェクト

作品そのものより、制作のプロセスを重視したり、美術館やギャラリーから外に出て社会的な文脈でアートを捉えたり、アートを媒介に地域を活性化させようとする取り組み。

• A I

Artificial Intelligence (人工知能)の略。人間の知的ふるまいの一部をソフトウエアを用いて人工的に再現したもの。経験から学び、新たな入力に順応することで、人間が行うように柔軟にタスクを実行する。

· SDGs

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略。

「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に 取り組むための国際社会全体の開発目標。

· NPO

Non-profit organization(民間非営利組織)の略。営利を目的とせず、福祉やまちづくり、環境保全など様々な社会貢献活動を行う民間組織。

・コンベンション

研究成果の発表や意見交換のための学術会議、情報発信等を行う国際会議のこと。 コンベンション施設はこれらを開催するためのホールや会議室を備えており、コンサートや販売 会等のイベントも開催される。

· CSR

「Corporate Social Responsibility」の略で、「企業の社会的責任」と訳される。企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任を取る企業行動であり、企業を取り巻く様々なステークホルダーからの信頼を得るための企業のあり方を指す。

· CSV

「Creating Shared Value」の略で、「共有価値の創造」、「共通価値の創造」等と訳される。企業の事業を通じて社会的な課題を解決することから生まれる「社会価値」と「企業価値」を両立させようとする経営フレームワークで、2011年に企業の競争戦略を専門とする米国経営学者マイケル・ポーターによって提唱された考え方。

• 静岡文化芸術大学

静岡県と浜松市、産業界による公設民営の新しい大学として平成12年(2000年)4月に開学。文化政策学部(国際文化学科、文化政策学科、芸術文化学科)とデザイン学部(生産造形学科、メディア造形学科、空間造形学科)の2学部6学科と大学院(文化政策研究科、デザイン研究科)を置く。平成22年(2010年)4月から公立大学法人へ移行。

出入国管理及び難民認定法

他国からの入国、及び他国への出国を規制・管理するための法律。外国人労働者受け入れの拡大 に向け平成30年(2018年)12月に改正された。

新たな在留資格を設け、介護や外食など 14 分野で就労を認めるもの。政府は 5 年間で最大約 34 万人の受け入れを見込む。

・シンクタンク

各分野の専門家を広く集めた高度な研究組織。企業や政府機関などの依頼により、現状分析や未来予測などを行い、経営戦略や施策決定に必要な知識や情報を提供する機関。

・創造都市

芸術家やデザイナーなど、創造的な仕事に携わる人材を中心に都市に住み働く様々な市民の創造性を引き出し、人々の創造力によって産業の発展を促すとともに、環境、教育といった問題をも解決していく都市。

・創造都市ネットワーク日本

文化庁が目指す創造都市施策に取り組む自治体の国内ネットワーク構築のため、22の自治体、自治体以外の6団体により、2013年(平成25年)1月に設立された団体。

Society5.0

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く新たな社会を目指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

• 地方創生

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来に渡って活力ある日本社会 を維持していくための取り組み。

浜松市総合計画

2045年を見据えた都市の将来像と理想の姿を示した浜松市の最上位計画。浜松市未来ビジョン(基本構想)、第1次推進プラン(基本計画)、戦略計画(実施計画)で構成されている。

浜松市文化振興財団

芸術文化の提供、交流、創造、発信を行うことや市民・地域の芸術文化活動の支援をとおして市 民文化の振興、地域社会の活性化に資することを目的とする公益財団法人。平成17年(2005年) にアクトシティ浜松運営財団と浜松市文化協会の統合により設立。

・マーケティング

企業等の組織がグローバルな視野に立ち、顧客との相互理解を得ながら、公正な競争を通じて行 う市場創造のための活動のこと。顧客が真に求める商品やサービスを作り、その情報を届け、顧 客がその価値を効果的に得られるようにするための活動。

みんなのはままつ創造プロジェクト

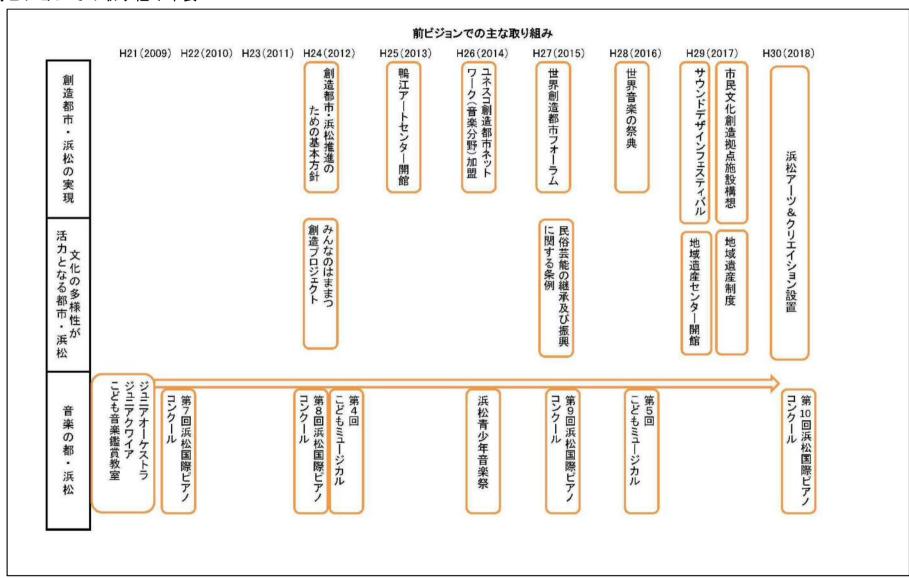
創造都市・浜松の実現に向け、市民活動団体や民間企業等が発意・主導して実施する創造的な取り組みを応援する事業。スタートアップの資金を浜松市が補助するプロジェクトで、平成24年度(2012年度)から平成30年度(2018年度)まで実施。現在は創造都市推進事業補助金として創造都市・浜松の実現に向けたプロジェクトの立ち上げを支援している。

ユネスコ創造都市ネットワーク

文学、映画、音楽、芸術などの分野において、都市間でパートナーシップを結び相互に経験・知識の共有を図り、またその国際的なネットワークを活用して国内・国際市場における文化的産物の普及を促進し、文化産業の強化による都市の活性化及び文化多様性への理解増進を図ることを目的に 2004 年(平成 16 年) に創設されたネットワーク。浜松市は 2014 年(平成 26 年) 12 月に、音楽分野においてアジアで初めて加盟した。

※2017年(平成29年)10月31日現在72か国180都市

前ビジョンでの取り組み年表



浜松市文化振興ビジョン 令和 2 (2020) 年〇月

発行 浜松市 市民部 創造都市・文化振興課 〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2 電話番号 053-457-2417 FAX 050-3730-2887

区 協 議 会

区	分		□諮問事	項 ■	■協議事項	į []報告事項	
件	名	広報はま	まつの再編	ほついて				
	+ ** 0		電子 媒体	子媒体に移 本の利用率	行してき は高いも 閲読率を	ている。 のの、ホ	収集形態が紙媒体から 「広報はままつ」の紙 ームページなど電子媒 ページ構成と情報の整	
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)			日 報 を を 目	こ全市版を つ提供や 目的に、平	、20 日に P:布を担う 成 24 年	区版を発 自治会暦 5月号か	移行に合わせ、毎月5行した。効率的な区情 行した。効率的な区情 記布員の負担軽減など ら区民のページを全市 発行に変更した。	
			知り				、全市共通ページの「おの閲読率が低い(別紙	
対	象の区	区協議会	全区協議	議会				
			広報はままつの再編に関して、以下の点について協議する もの。 ・令和2年5月号から、全市共通ページと区民のページを統					
			合し、全市版のみの発行とする。					
	内 容				新設し、	•	を掲載したページ(1/2 メリットを活かした情	
			・若者や子育て世代に向けたお知らせについては、情報をス リム化してホームページでの補完を原則とし、中高年層に向 けたお知らせについては、情報を簡略化することなく、より 読みやすい掲載方法とすることで、限られた紙面を有効に活 用し、メリハリのある紙面レイアウトに変更する。					
			・広報はままつ全体のページ数削減により、自治会配布員の 負担軽減につなげる。					
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)								
担当該		広聴広報課	担当者	中村	守孝	電話	457-2021	

広報はままつの再編について

【スマートフォン利用率】

◆60歳未満の多くは、スマートフォンなどで情報収集を行っている。

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	
88.7%	87.5%%	82.9%	72.6%	46.4%	19.7%	

【平成30年総務省通信利用動向調査結果より】

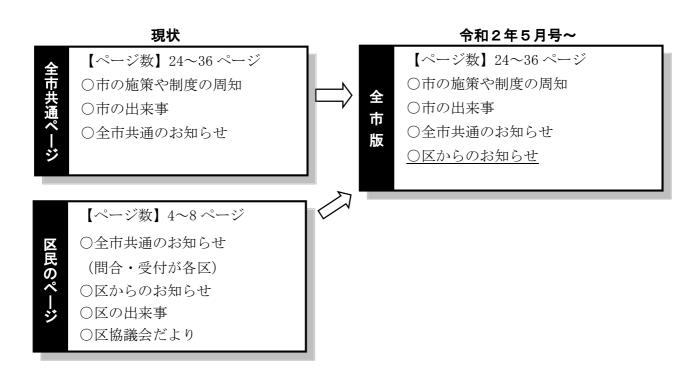
【広報はままつ閲読率】

◆市内で行われるイベントや講座・教室などが掲載されている全市共通ページ内のお知らせ ページの閲読率が最も高い。

全市共通ページ	全市共通ページ	全市共通ページ	全市共通ページ	区民のページ	
お知らせ	表紙	特集	ダイジェスト		
57.8%	44.0%	43.0%	29.6%	28.3%	

【平成27年度広報市民アンケート調査結果より(回答者:1,203人)】

【再編のポイント(発行形態)】



市民への必要な情報提供を保持しつつ、掲載方法を工夫することによって総量を抑制する。

区	分		□諮問事	項	■協議事項	[[]報告事項
件。	名	浜北区協調	議会推薦会	の設置	等について		
(背	景、)概要 経緯、 課題等)			-		任期が満了となるので、 る必要があるため。
対象	:の区	協議会	 	区協議会	7		
P	勺	容	浜北区が置する。	盆議 会推	た薦 会の設置等	をに関する	要綱により推薦会を設
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)				12月 :	第1回推薦会 公募 第2回推薦会	•	
担当課	浜	北区振興課	担当者	岩崎	英浩	電話	585-1141

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

区協議会委員の選任について

1 区協議会の設置と委員定数

(1)区協議会

地方自治法第252条の20第7項の規定に基づき、区協議会を設置するものです。 委員の定数については、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例(以下、設置 条例という。)第5条第1項の規定により次表のとおりです。

区	区協議会の名称	委員の定数
中区	中区協議会	20 人以内
東区	東区協議会	20 人以内
西区	西区協議会	25 人以内
南区	南区協議会	20 人以内
北区	北区協議会	25 人以内
浜北区	浜北区協議会	20 人以内
天竜区	天竜区協議会	25 人以内

2 委員の資格等

(1)委員の資格

区協議会委員の資格は、地方自治法で「当該区の区域内に住所を有する者」となっているほかは何も制限はないことから、本市の区協議会委員の資格を、次のとおり定義します。

①市民

当該区の区域内に住所を有する市民(住民基本台帳への登録が必要)です。 ただし、年齢については、客観的に見て、区協議会委員としての能力があると判断される者とします。

②市職員の取り扱い

市職員(常勤の一般職及び特別職)は、特別な場合を除き選任しません。 また、同様に市の非常勤職員及び臨時職員も区協議会委員となることはふさわし くありません。

市議会議員についても、行政委員会等の委員の就任について辞退していることから、特別な場合を除き選任しないこととします。

※ 非常勤職員とは市職員と同様の一般的な事務を行う職員を想定しているため、 消防団等は除きます。

(2)委員の任期及び再任回数

①委員任期 3年

②再任回数 1回限り

再任については、「浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針」第4条第7号の規定により「連続して」いなければ委員になる資格があります。また、「附属機関の設置及び運営マニュアル」から、公募委員も同様の扱いとなります。ただ、幅広い人材からの幅広い意見集約という観点から、固定化しないことが望ましいです。

3 委員の選任

区協議会の委員の選任については、設置条例施行規則第2条第1項により区協議会の 公共的団体等の選定及び委員の推薦に基づいて市長が選任することとしています。

選任方法として、地域の活動や実情をよく認識している区協議会委員からなる推薦会を設置し、委員の推薦事務を行います。

(1)委員区分

委員区分は団体推薦委員、公募委員及び直接指名委員に3つに区分されます。

①区協議会が選定した公共的団体等が推薦するその構成員(設置条例施行規則第2条 第1項第1号)

ア 団体推薦委員(必須)

- ※ 公共的な活動を営む団体については、法人格の有無は問いません。
- (例) 自治会、商工会、商工会議所、青年会議所、農業協同組合、森林組合、 土地改良区、観光協会、体育協会、文化協会、シニアクラブ、PTA、 NPO法人など
- ②前号に掲げる者のほか、区協議会が推薦する者(設置条例施行規則第2条第1項第2号)

ア 公募委員(必須)

附属機関の設置及び運営に関する基本方針から区協議会の委員は全て市民委員となり公募による登用が原則となりますが、住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情への配慮の観点から、委員の一部を公募による者とされています。

イ 直接指名委員(任意)

上記団体推薦委員及び公募委員に該当しませんが、区協議会が推薦した者を 選任できるものです。

(例) 学識経験者など

(2) 区協議会による団体の選定及び委員の推薦

区協議会が団体の選定及び委員の推薦を行うにあたり、その案を策定するために 推薦会を設置します。推薦会が策定した案については区協議会で承認し、市長へ提 出します。

また、区協議会が選定した団体や推薦した者が、区協議会委員としてふさわしいと認められるものでなかった場合は、市長は、その理由を添えて区協議会に差戻し、再度、団体の選定又は委員の推薦をします。

(3) 推薦会の設置

区協議会委員3人以上7人以内で構成し、区協議会の推薦案の策定等を行います。 その役割は次のとおりです。

- ・公共的団体等の選定案の策定
- ・公募委員の推薦案の策定 (選考)
- 直接指名委員の推薦案の策定
- ・公募委員の公募の方法の決定
- ・区協議会が必要と認める事務

推薦会の委員は、公平性の観点から、再任ができない委員(2期目)で構成する ことが望まれます。

区協議会委員選任スケジュール(標準モデル)

・委員の委嘱日=4月1日と想定

	ラジ女物ローチク			1
	区協議会	推薦:		区役所
10 月	・新委員構成の検討 ・推薦会の設置要綱制定 ・推薦会委員の選任		公募	
11		・第1回推薦会 公募委員選考要領決定 公募の募集要項決定		・新委員について政策法務 課に事前協議 (委嘱までに行えば足り る)
12 月			・公募委員募集 広報はままつ 市・区HP等に募 集記事掲載	・委員選任に係る資料作成 委員再任回数 他附属機関併任状況 公募審査等資料 公共的団体候補リスト など
1 月	・推薦案議決 ・新委員推薦案を 市へ提出	・第2回推薦会 公共的団体等の選考 公募委員の選考 直接指名委員の選考 ・新委員推薦案を区協議 会へ提出	・公募委員の選考	
2 月				・公共的団体等への推薦依頼・新委員就任承諾書の受領
3 月				
4 月				・新委員委嘱・政策法務課及び市民協働・地域政策課へ新委員名簿提出・新委員研修開催

浜北区協議会推薦会の設置等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則(平成18年浜松市規則第77号。以下「規則」という。)第3条の規定に基づき、 浜北区協議会推薦会(以下「推薦会」という。)の設置等について、必要な事項を定める。

(委員)

- 第2条 推薦会は、浜北区協議会委員5人で組織する。
- 2 推薦会委員は、区協議会の指名に基づき選任する。
- 3 委員の任期は、推薦会設置の日から、その日が属する年度の末日までとする。
- 4 推薦会委員は規則第2条第2項の規定による公募に応募することができない。

(会長)

- 第3条 推薦会に会長1人を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長の任期は、委員の任期による。
- 4 会長は、推薦会の事務を掌理し、推薦会を代表する。
- 5 会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときにその職務を代理する者をあらかじめ指名するものとする。

(会議)

- 第4条 推薦会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長 となる。
- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長 の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、議長は、推薦会委員として議決に加わる権利を有しない。
- 5 会議は公開とする。ただし、議長又は推薦会委員の発議により、出席する 推薦会委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることがで きる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料その他の協力を求めることができる。
- 7 会議の運営に関して、この要綱に定めのない事項は、区協議会の会議の例 によるものとする。

(庶務)

第5条 推薦会の庶務は、浜北区役所区振興課において処理する。

(細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成25年10月10日から施行する。 附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

○浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則

平成18年12月1日

浜松市規則第77号

改正 平成23年9月29日浜松市規則第51号

(題名改称)

(区協議会委員の選任方法)

- 第2条 条例第6条第1項の規定による区協議会委員の選任は、当該区の区域内に住所を 有する者のうち次に掲げるもののそれぞれから行う。
 - (1) 区協議会が選定した公共的団体等が推薦するその構成員
 - (2) 前号に掲げる者のほか、区協議会が推薦する者
- 2 区協議会は、前項第2号の規定による推薦に当たっては、あらかじめ、その全部又は 一部について公募を行わなければならない。
- 3 区協議会は、第1項第1号の規定による選定にあっては次条第1項第1号の規定により策定された選定の案に基づき行うものとし、第1項第2号の規定による推薦にあっては次条第1項第2号の規定により策定された推薦者の案に基づき行うものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、区協議会は、補欠の区協議会委員に係る第1項第1号の 規定による選定及び同項第2号の規定による推薦について、前2項に規定する方法以外 の推薦方法を定めることができる。
- 5 区協議会は、第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦に当たっては、公平性及び透明性を確保するとともに、当該住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情を勘案した区協議会委員の構成となるよう配慮しなければならない。

(平23規則51·全改)

(推薦会)

- 第3条 区協議会は、前条第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦に関する次に掲げる事務を行うため、その指名した3人以上7人以内の区協議会委員による会議(以下「推薦会」という。)を置く。
 - (1) 前条第1項第1号の規定による選定の案の策定
 - (2) 前条第1項第2号の規定による推薦者の案の策定
 - (3) 前条第2項の規定による公募の方法の決定
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、区協議会が必要があると認める事務
- 2 推薦会に属する区協議会委員は、前条第2項の規定による公募に応募することができない。
- 3 前2項に定めるもののほか、推薦会の運営に関し必要な事項は、区協議会が定める。

区分	□諮問事項 ■協議事項 □報告事項
件名	令和元年度浜北区地域力向上事業の提案について
事業の概要 (背景、経緯、	【趣旨】 地域力向上事業実施要綱第8条に基づき、浜北区役所に提案された地域力向上事業・助成事業の採択に当たって、浜北区協議会に意見を求める。 地域力向上事業実施要綱
現状、課題等)	(実施予定事業の決定) 第8条 市長は、助成事業の採択に当たっては、区協議会に 意見を求め、その意見を踏まえて実施予定助成事業を決定 し、提案団体には選考結果通知書により通知するものとす る。
対象の区協議会	浜北区協議会
内 容	令和元年度の地域力向上事業・助成事業は、平成31年1月から募集を開始した(4月から二次募集中)。今回は8月に提出された提案について、区行政推進会議で審議したものを提出する。 提案 1件 採用 1件 不採用 0件 ※詳細は別紙のとおり
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	市長は、浜北区協議会の意見を踏まえて、地域力向上事業・助成事業を決定する。
担当課 浜北区・区振興誌	担当者 岩崎 英浩 電話 585-1141

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和元年度地域力向上事業提案内容

■助成事業

			\ - 13/
予算要求額	既申請額	今回補助額	残額
3, 300, 000	1, 007, 000	350, 000	1, 943, 000

\ \	10.	提案事業名	提案者	事業の目的・効果		提案内容	概算事業費(円)	予算内容(金額:円)	補助金額 (希望額)(円)	継続事業	課長会議検討結果		
	7 .	よみがえれ浜北人講演会2	遠州山辺の道の会	本州唯一の旧石器時代の化石人骨が発見された「根堅遺跡」の重要性を広く市民に訴えかけ、啓蒙活動を毎年継続的に開催している。 平成28年・29年に実施された根堅遺跡の再調査の報告書が発表される機会に、調査団として活動された方を講師に招き、浜北区より発見された貴重な資源を市民に周知・啓発する事を目的に講演会を開催する。	内容	平成28年、29年に日本人類学会が根堅遺跡の再調査を実施した。その調査団であった、国立科学博物館の海部陽介氏、藤田祐樹氏を招き、再調査結果をはじめ、旧石器人骨に関する講演会を開催する。 【講演会】11月9日(土) 13時30分~16時・ポスター 100部・チラシ 5,000部・再調査報告書(概要版) 3,000部	700,000	主なものは次のとおり ・講師謝礼 (300,000円) ・消耗品 (15,000円) ・ポスター・チラシ等 (350,000円) ・郵便料 (5,000円) ・会場使用料 (30,000円)	350,000	_	【採用(実施予定事業候補)】 ・浜北区の重要な文化資産なので、興味のある方々だけにとどまらず、幅広く参加いただけるような仕掛けができると、より地域の魅力発信につながる。・参加者の人数の把握について、ややアバウトな感じがした。参加者が多く見込めるなら整理券を配布する等対策を考えてほしい。・区特有の浜北人を広く周知する機会であり、効果を期待できるが、天竜区での開催のためPRについては工夫して実施してだけるよう効果がなPR活動を展開してほしい。・本事業を通して、「根堅遺跡」の重要性が広く周知されるとともに、地域への関心が高まり、「根堅遺跡」への来訪者が増加するなら、北地域の活性化に繋がることに期待する。・地元中高生の多数の参加を期待する。		
			門に碑,輿云を 開催する。			令和元年9月26日(木)~令和元年11月30日(土)				·補助金 (350,000円) ·自己資金(350,000円)			・多くの人に遺跡のことを知ってもらうためには、興味のない人をにいかに取り込むかが課題であり、集客のために策を講じる必要があるが、そのあたりが心配である。そこで、子どもたちをターゲットに集客ができるとよいのではないか。
					場所	天竜壬生ホール(天竜区二俣町)					担当課:まちづくり推進課		

(単位:円)

第9号様式

区 協 議 会

区	分		□諮問事項	Į.	□協議事項		報告事項				
件	名	協働センターを核とした地域課題解決事業について									
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)			横須賀地 復活させ 義を良く	域にお 録音録 理解し、	ハて歌い継か 画し記録する	ぶれていた る事で、 と称え伝え	題解決事業」について た横須賀青年団団歌を 当時の青年団活動の意 承する事を目的に事業				
 対象 	き の区	協議会	浜北区	協議会							
内 容			別紙のと	おり							
I	協議	考 結果を得たい)予定など)									
担当課	浜北区	まちづくり推進課	担当者	大林	克彦	電話	585-1151				

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

協働センターを核とした地域課題解決事業について

浜北区・まちづくり推進課

1 事業名 横須賀青年団団歌復活

2 目的

大正6年から戦後まで歌い継がれた横須賀青年団団歌を復活させ、 録音・録画する事で、当時の青年団活動の意義を良く理解して、その 業績を称え伝承する事で地域力の向上に結び付ける事を目的とする。

3 事業内容

- (1)横須賀青年団団歌の作成背景調査
 - 横須賀青年団団歌が、どのような場でいつ頃まで歌われていた かを調査する。
 - ・どのような内容の歌なのかを学習し、復活させる際の歌い手について検討する。

(2)横須賀青年団団歌の音声記録の作成

- ・横須賀青年団団歌の合唱を練習し、録音録画し記録する。
- ・記録したものをDVDに編集し、100枚作成する。
- ・作成したDVDを自治会の公民館や浜北区内の小・中・高校及 び協働センター等に配布する。
- ・復活させた団歌を、自治会の行事の際に披露し、住民に横須賀の歴史・文化を伝承する。

4 事業効果

- ・横須賀自治会が作成した郷土資料史「はまきたよこすかの今と 昔」と共に活用する事で、地域の歴史・文化を伝承する事がで できる。
- ・復活させた団歌及び、団歌復活のための合唱練習を自治会の新 たな文化活動のきっかけとし、歌う会などの新たな活動を推進 する事で、自治会活動のより一層の活性化を図る事ができる。